

予防的権利擁護について

令和5年1月27日

弁護士 通山和史

1 予防的権利擁護とは

2 予防的権利擁護のメリット

(1) 申立人の確保（後見制度利用）

- ・申立人は限定的（基本的には本人 or 配偶者 or 四親等内の親族）

(2) 時間的な余裕

- ・実情（ニーズ）の把握・共有
- ・信頼関係の構築

3 想定される予防的権利擁護の方法

(1) 後見制度外の関与

契約による定期相談（面談）等

(2) 監督人制度

ア 監督人の選任

本人 or 親族 or 後見人等による選任請求が可能

（後：849／保：876の3I／補：876の8I）

※実際には職権によることが多いか？

イ 監督人の基本的な役割（後：851／保：876の3II／補：876の8II）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①後見人等の事務の監督②後見人等が欠けた場合の後任者の先任請求③後見人等に事故があった場合の緊急対応④後見人等と本人の利益相反時の本人代理 |
|--|

ウ 成年後見制度利用促進基本計画における位置付け

【第2期基本計画（R4.3）P13】

- | |
|--|
| ・ 市民後見人・親族後見人等の候補者がいる場合は、その選任の適否を検討し、本人のニーズ・課題に対応できると考えられるときは、その候補者を選任する。親族後見人から相談を受けるしくみが地域で十分に整備されていない場合は、 <u>専門職監督人による支援</u> を検討する。 |
|--|

(3) 複数選任（後：843Ⅲ参照／保：876の2Ⅱ／補：876の7Ⅱ）

ア 複数の後見人等の権限行使

分掌の定めなし	それぞれの後見人等が単独で権限を行使（859Ⅰ）
分掌の定めあり	裁判所の職権で役割を分担（859の2Ⅰ）

※分掌は財産管理（専門職）とそれ以外（親族）という役割分担が多い

か？

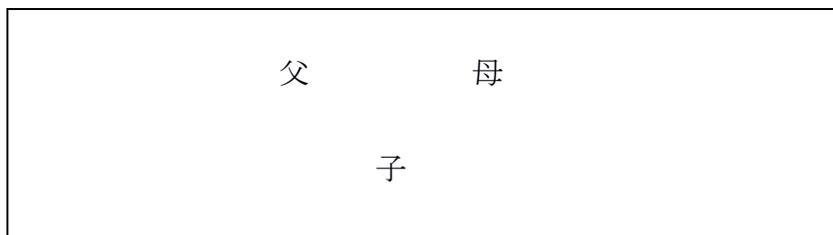
イ 成年後見制度利用促進基本計画における位置付け

【第2期基本計画（R4.3）P13】

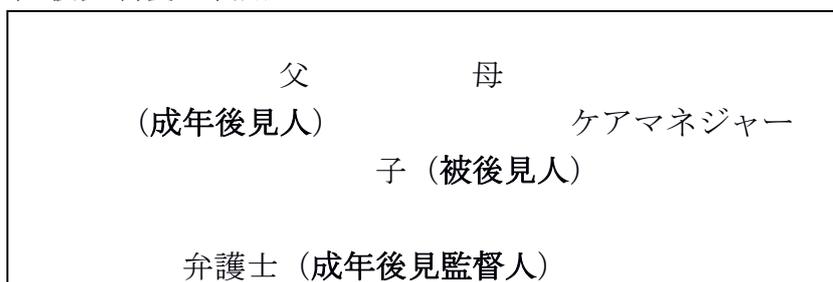
- | |
|--|
| ・ 必要に応じた 複数選任 や、本人のニーズ・課題や状況の変化等に応じた柔軟な後見人等の交代や追加選任を行う。 |
|--|

3 予防的権利擁護の一例

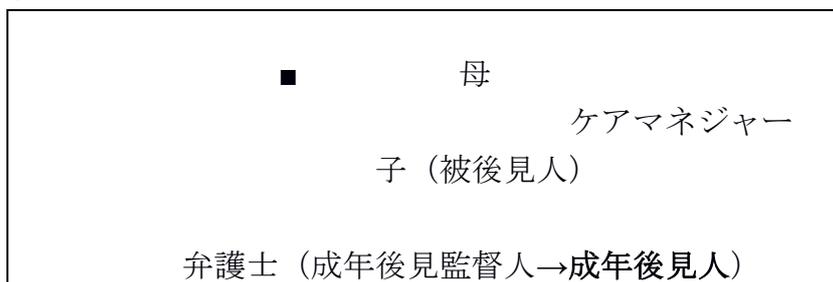
(1) 初期の状況



(2) 後見制度の利用



(3) 父の死去



※後任の成年後見人の選任請求は「利害関係人」も可能 (843Ⅱ)

※監督人は遅滞なく後任の後見人の選任を請求する (851②)

(4) 母の後見制度利用開始

